## ○厚生労働省令第九十四号

地 域 再生法 (平成十七年法律第二十四号) の規定に基づき、 及び同法を実施するため、 厚生労働省関係地

域再生法施行規則を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働省関係地域再生法施行規則

(地域再生協議会の構成員として加える者)

第一 条 地 域 再生法 (以 下 法」 という。) 第十七 条 の十四第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 厚 生労働省令で定める者は、 認定 市 町

村 (法第五 条第十六項の 認定 (法第七条第一 項の変更の認定を含む。)を受けた市町村 ( 特 別区を含む

をいう。 以下同じ。) が法第十七条の十四第四項第八号の規定に基づき生涯活躍  $\mathcal{O}$ まち形成 事 業 計 画

同 条第一 項に規定する生涯活躍 のまち形成事 業計画をいう。 以下同じ。) に同号に掲げる事 項 (同号イの

実施 主 体 が 同 号 口  $\mathcal{O}$ 施設にお いて行う生涯活躍のまち一 時滞 注在事業 (同号に規定する生涯 活 躍  $\mathcal{O}$ ま 5 時

滞在事業をいう。 について旅館業法 (昭和二十三年法律第百三十八号) 第三条第一 項の許可を受けてい

な い場合に限る。)を記載しようとする場合であって、 同号ロの所在地が次の各号に掲げる施設の敷地

これらの用に供するものと決定した土地を含む。) の周囲おお むね百メートル の区域内にあるときにお

て、 次の各号に掲げる施設の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

大学附 置  $\overline{\mathcal{O}}$ 国立学校 (国 (国立大学法人法 (平成十五年法律第百十二号) 第二条第一項に規定する国

立大学法人を含む。 第六号にお いて同じ。 が設置する学校 (学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六

号) 第 条に規定する学校 (大学を除く。 及び幼保連携型認定こども園 (就学前 の子どもに関する教

育、 保育等の 総合的 な提供 の推進に関する法律 (平成十八年法律第七十七号) 第二条第七項に規定する

以下この項において同じ。

)をいう。

第三号及び第五号において同じ

)をいう。) 当該大学の学長

幼保連

携

型認定こども園をいう。

高等専門学校 (学校教育法第一条に規定する高等専門学校をいう。以下この項において同じ。) 当

該高等専門学校の校長

三 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校 (地方公共団体の設置する学校をいう。 以

下この号において同じ。 当該公立学校を設置する地方公共団体 の教育委員会

兀 地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園 当該幼保連携型認定こども園を設置する地方公共

## 団体の長

五. 高等専門学校及び幼保連携型認定こども園以外の私立学校 (私立学校法 (昭和二十四年法律第二百七

十号) 第三条に規定する学校法 人の設置する学校をいう。) 学校教育法に定めるその 所管庁

六

国及び

地方公共団体以外の者

が

昭 和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の +九第 項 に規定する指定都会 市 を いう。 以下 同

設置する幼保連携型認定こども園

であって、

指定都

市

地

方自

治法

又 は 中 核 市 同 法第二百五 十二条の二十二第 項に規定する中 核市 をいう。 以 下 同 ľ  $\mathcal{O}$ 区 域 内 に 所

在するもの 当該指定都市又は中核市の長

七 児 童 福 祉 施 設 (児童! 福 祉法 (昭 和二十二年 法律第百六十四号) 第七条第一項に規定する児童福 祉 施設

を い V ) 幼保連 関型認定こども園を除く。 同法第四十六条に規定する行政庁

八 旅 館業法第三条第三項第三号の規定により都道府県 (地域保 健法 (昭 和二十二年法律第百 一号) 第五

条第 項 の規定に基づく政令で定める市又は特別区 (第二十六条第二項に お いて 「保健所設置市等」 لح

いう。 にあっては、 市又は特別区) 0 条例で定める施設 当該条例で定める者

2

認 定 市 町 村は、 法第十七条の十四第八項の規定により同条第四項第四号に掲げる事項を生涯活躍  $\bigcirc$ まち

形 成 事 業計 画 に記 載 しようとする場合又は同条第十項の規定により同条第四 項第六号に掲げる事 項 を生 涯

活 躍  $\mathcal{O}$ まち 形 成事 業計 画に記載しようとする場合にお 1 て、 当該 認定 市 町 村 が 行う介護保険  $\mathcal{O}$ 被保 除者そ

 $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 関 係 者の 意見を反映させるために必 要が あると認めるときは、 法第十二条第一 項に規定する地 域再

法 第 + 七 条の 十四四 第四 項 第 号の 厚 生 一労働 省令で定め るも  $\bigcirc$ 

生

協

議

会

( 以 下

協

議会」

という。)に、

当該

関

係者を構

成員として加えることができる。

第二条 法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 匹 項 第 号の 厚生労働 省令で定 8 るも 0) は、 次 のとおりとする。

事 業協 同 |組合| 及び 事 業 協 同 組 合 小 組 合並 び に 協 同 組 合連合会

水 産 加 工業 協 同 組合及び 水 産 加 工 業 協 同 組 合連合会

三 商工組合及び商工組合連合会

四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会

五 農業協同組合及び農業協同組合中央会

六 生活 衛 生同 業組 合であって、 その 構 成員の三分の二以上が中小 事 業主 (国及び 地方公共団 体 : 以 外  $\mathcal{O}$ 

事

業主であって、 常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下同じ。) であるもの

七 酒造 組 合及び酒造組合連合会であって、 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上

が中小事業主であるもの

(法第十七条の十四第四項第一号の一般社団法人の要件)

第三条 法第十七 条の 十四四 第四 |項第 号の 厚生労働省令で定める要件は、 その直接又は間接の構成員の三分

の二以上が中小事業主である一般社団法人であることとする。

(生涯活躍のまち形成事業計画の記載事項等)

第四句 条 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 [第四] 項第二号ハの 厚生労働省令で定める事 項は、 次に掲げる事項とする。

法第十七条の十四第四項第二号イの実施主体の氏名 (法人にあっては、 その 名称及び事務所の所在地)

法第十七条の 十四第四項第二号ロの有料老人ホームの名称及び設置予定地

三 事業開始の予定年月日

四 当該有料老人ホームの管理者の氏名

五 当該有料老人ホームにおいて供与される介護等の内容

2

認 定 市 町 村 (指定都市及び中核市を除く。 は、 生涯 活躍 のまち 形成事業計画に法第十七条 の 十 匝 第四

項 第二号に掲げる事項 (同号イ の実施主体が同号 口  $\mathcal{O}$ 有 料 老人ホ À につい 7 老人福祉 法 (昭 和 三十 八 年

法 律第百三十三号) 第二十九条第 項 出 を行行 って 1 ない 場合に限 る。 ) を記載 法第十 七 条 + 兀

 $\hat{O}$ 

届

Ļ

 $\mathcal{O}$ 

第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規 定により 協議会に協 議 しようとするときは、 当該: 生涯 活 躍  $\mathcal{O}$ まち 形成事 事業計画 に次に掲げる事

項 を記 載 L た書 「類を添えて、 これらを都道 府 県知 事 に提 出するも のとする。

法第· +七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 匝 項第二号イ (T) 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 氏 名 及 び 住 所

当 該 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 条 例、 定款 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 基 本 約 款

 $\equiv$ 法 第 +七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 兀 項 第二 号 口  $\mathcal{O}$ 有 料 老人 オ ム 0) 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名及び 住所

兀 建 物  $\mathcal{O}$ 規 模 及 T 構造 並 び に 設 備  $\mathcal{O}$ 概 要

五. 建 築基 準 法 (昭 和二十 五 年 法 律 第二 百 号) 第六条第 項の確認を受けたことを証する書類

六 該 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 直 近  $\mathcal{O}$ 事 業年 度の決算書

七 該 有 料老. 人 ホ ム  $\mathcal{O}$ 運営  $\mathcal{O}$ 方針

八 入居定員及び居室数

九 市場調査等による入居者の見込み

十 職員の配置の計画

十 一 老人福祉法第二十九条第七項に規定する前払金、 利用料その他 の入居者の費用負担 0) 額

十 二 老人福祉法第二十九条第七 項に規定する保全措置を講じたことを証する書類

の支払を担保するための措置の有無及び当該措置の内容

十五 医療施設との連携の内容

十四四

入居契約

に

損

害賠

償

額

の子

定

(違約

金を含む。

に関する定めがあるときは、

その内容

十三

入居契約に入居契約

の解

除

に

係る返還金に

、関する定

めが

あるときは、

当

「該定り

 $\Diamond$ 

の内

容並

びに返還金

十六 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

十七 長期の収支計画

十八 入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、 当該有料老人ホームにお いて供与され

る便 宜  $\mathcal{O}$ 内容、 費用負担 の額その 他の 入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成

た文書

第五条 法第十七条の十四第四項第三号ニの厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問介護 (介護保険法 (平成九年法律第百

二十三号)第八条第二項に規定する訪問介護をいう。 第十三条第一号において同じ。 )である場合には

、次に掲げる事項

1 法第十七 条の十四 |第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

口 法第十七 条 の十四第四項第三号ロ の事 業所 (当該事業所  $\mathcal{O}$ 所在 地以外の 場所に当該事業所  $\mathcal{O}$ 部と

て使用される事務所を有するときは、 当 該· 事 務所を含む。) 0) 名称及び 所在地

一当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が訪問入浴介護 (介護保険法第八条第三項に

規定する訪問入浴介護をいう。 第十三条第二号において同じ。)である場合には、 次に掲げる事

1 法第十七 条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

三 法第十七条の十四第四 項第三号ハの居宅サー - ビスの 種 類が 訪問 看護 (介護保険法第八条第四項に規定

する訪 間 看護をいう。 第十三条第一号ル、 司 条第三号及び第十六条第一号ヲにお いて同じ。 である場

合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第三号イの実施 主体の名称及び主たる事 務所  $\mathcal{O}$ 所在地 並 びにそ の代 表者  $\mathcal{O}$ 

氏 名及び 職 名 (法第: + 七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 四 項 第三 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業 所 が 法 人以 外  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 開 設す る病 院 又は 診 療 所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

口 当 該 事業所 (当該: 事 業所  $\mathcal{O}$ 所在 地 以 外の 場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有する

ときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

兀 法第十七条の 十四四 第四 項第三号ハの 居宅サ ĺ ・ビスの 種 類が 訪問 リハビリテーシ ヨン (介護保険法第八

条第五 項に規定する訪問リハビリテーシ 彐 ンをいう。 第十三条第一 号ル及び 同 条第四号にお 1 て同 ľ

)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び職名 (法第十七 条の十 应 第四 項第三号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院 又は診療 所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

口 当 該 事業所 (当 該 事 業所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場 所に当該事業所  $\widehat{\mathcal{O}}$ 部として使用される事務所を有する

ときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

当該 居宅 サ ピ ス を行う事 業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定 年 月 日

五. 法第十 七 条の + 兀 第 辺 項第三 号 ハ 0) 居 宅 サ ĺ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類が 居宅 療養管理指導 (介護保険 法第八条第六

項に規定する居宅療養管理指導をいう。 第十三条第一 号ル及び同条第五号において同じ。 である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四 |第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代 【表者の

氏 名及び職 名 (法第十七 条の十 -四第四 項第三号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院 診 療 新 文

は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ 当該事業所の名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

六

法第十七条の十四第四

項第三号ハの居宅サー

ピ

スの

種

類が

通

所介護

(介護保険法第八条第七項に規定

項

す ,る通所: 介護をいう。 第十三条第六号において同じ。) である場合には、 次に掲げる事

1 法第十七 条の 十四四 第四項第三号イの実施主体の名称 及び主たる事 務 所の 所在 地 並 び にその代 【表者の

氏名及び職名

口 法 第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第三号口  $\mathcal{O}$ 事 業所 (当該事 業 所  $\mathcal{O}$ 所在 地以外  $\mathcal{O}$ 場 所に当該居宅サ ピ スを

行う事 業の一 部を行う 施設を有するときは、 当該的 施設を含む。 0 名称 及び 所 在 地

ハ 当該事業の開始の予定年月日

七 法第十七条の 十四第四 項第三号ハの居宅サービスの種類が 通所リハビリテーション (介護保険法第八

条第八項に規定する通所リハビリテー シ ョンをいう。 第十三条第一号ル及び同条第七号にお (1 て同

である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代表者の

氏 名及び職名 (法第十七条  $\mathcal{O}$ + 四第四項第三号口 の事業所が法 人以外の者の開設する病院又は診療所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ 当該事業所の名称及び所在地

ハ 当 該 居宅 サ ピ ス を行う事 業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定年 月 H

八

法第十

七

条の

+

应

第

匝

項第三号

ハ

0

居宅

サ

Ì

ピ

ス

 $\mathcal{O}$ 

種

類

が

短

期入

所生

活介護

(介護保険

法

第八

条第九

項 E 規定 する短 期 入所生活 介護をい う。 第十三条第 八号に お 7 て 同 で ある場合に は 次に 撂 げ

事項

1 法 第 十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第三号イ  $\mathcal{O}$ 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 名称1 及 び 主たる事 務所の 所在地 並び にその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

九 法第十 七 条の + 应 第四 [項第三 号 0 居宅サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類が 短 期 入 、 所療養 介護 (介護保険法第八条第十

項に規定する短期 入所療養介護 をいう。 第十三条第一 号ル 及び 同 条第九号に お ζ) て同じ。 である場合

には、 次に掲げる事 項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び職名 (法第十七 条の十四 第四項第三号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所

であるときは、 開設 者  $\mathcal{O}$ 氏 名及び職 名

口 当該 事業所の 名称 及 Ű 所 在 地

ハ 当該 居宅サ ĺ ビスを行う事 業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予定年月 H

+

法第十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

十四四

第 匹

項第三号ハ

0)

居 宅

ザ

ピ

ス

 $\mathcal{O}$ 

種

類が

特定施設入居者生活介護

(介護保険

法第八

条第十 項に日 規定する特定施設 入居者生活介護をいう。 第十三条第十号及び 第十四条に お 1 て同

である場合には、 次に掲げ る事 項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び職 名

口 法第十七 条 の十四第四 項第三号 口 0) 事 業 所 の名称及び所

ハ 当該 居宅サー ビスを行う事業の 開 始  $\mathcal{O}$ 予定年日 月日

+ -法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が福祉用具貸与 (介護保険法第八条第十二

項 に規定する福祉用具貸与をいう。 第十三条第十一号において同じ。)である場合には、 次に掲げる事

項

1 法第十七条の十四 |第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

法第十七 A 条 の十四 [第四] 項第三号ハの 居宅サー ピ スの 種 類が特定福祉用具販売 (介護保険法第八条第

十三項に規定する特定福祉用具販売をいう。 第十三条第十二号において同じ。) である場合には、 次に

掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の名称及び所在

地

ハ 当該居宅サービスを行う事業の開始の予定年月日

第六条 法第十七条の十四 |第四項第四 号ニ 0 厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

法第十七 条の十四 第四 項第四 |号ハの 地 域密着型サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 定期巡 口 随 時 対応型 訪 間 介 護 看護

、介護保険法第八条第十五項に規定す る定期巡 口 随 時 対 応型 訪問 介護看護をいう。 第十六 条第一 号に

おいて同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 |項第四 |号イ  $\mathcal{O}$ 実施 主 体 の名称及び 主たる事 務所の 所在地 並び にその代 表者  $\mathcal{O}$ 

氏名及び職名

口 法 第 十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項 第四 号 口 0) 事 業 所 (当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 所在 地 以外 0 場所に当該事 業所  $\mathcal{O}$ 部と

て使用される事務所を有するときは、 当該事 務 所を含む。  $\mathcal{O}$ 名 称 及び )所在: 地

ハ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

法第十. -七条の 十四第四項第四 1号ハの 地域密着型サ ピ ス 0 種 類 が 夜間 対応型訪問介護 (介護保険法第

八条第十六項に規定する夜間対応型訪問 介護をいう。 第十六条第二号にお いて同じ。 である場合には

次に掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び 職

口 法第十七 条の十四第四項第四号ロ の事 業所 (当該事業所の 所在: 地以外の場所に当該事業所の 部と

て使用される事務 所を有するときは、 当該事 務 所を含む。  $\mathcal{O}$ 名 称 及び )所在 地

当 該 地域 密着型サ ビスを行う事 業  $\mathcal{O}$ 開始  $\mathcal{O}$ 予 定 年 月

日

法第十 七 A 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 兀 |項第四 号 ノヽ 0 地 域 密着 型サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 地 域 密 着型通 所介護 (介護保 険 法第

三

八条第十 七 項 に 規 定す る 地 域 密着型通 所介護を 1 、 う。 第十 六条第三 一号に お 1 て同じ。 であ る場 合に は

次に 掲 げ Ś 事 項

1 法第十七 条の十四 |第四項第四号イ  $\overset{\cdot}{\mathscr{O}}$ 実施主体の名称及び主たる事務所の 所在地並び にその代表者の

氏 名及び職 名

口 法第十七条の十四第四項第四号ロ  $\mathcal{O}$ 事 業所 (当該事業所の所在地以外の場所に当該地 域密着 型サ

ピ スを行う事業の一 部を行う施設を有するときは、 当該施設を含む。) 0) 名称、 所在地及び利用定員

ハ 当該 事業の 開 始 の予定年 月 日

兀

法第十七条の十四第四項第四号ハの地域密着型サー ビスの種類 が認知症対応型通所介護 (介護保険法

第八条第十八項に規定する認知症 対応型通所介護をいう。 第十六条第四号において同じ。) である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七 A 条 の十四 . 第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

口 法 第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第四 号口  $\mathcal{O}$ 事 業所 (当該事業 所 0 所在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場 所に当該 地 域 密 着 型サ

ピ スを行う事 業  $\mathcal{O}$ 部 を行う施 設を有するときは、 当該施設を含む。  $\mathcal{O}$ 名称、 所 在 地 及び 利 用 定員

ハ 当該事業の開始の予定年月日

五. 法第十 七 条の + 匝 第 匹 |項第四 号 ハの 地域密着型サー ビスの種 類 が 小規模多機能型居宅介護 (介護保険

法第八条第十 九項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。 第十六条第五号において同じ。 である

場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

法第十七条の十四第四項第四号ロ の事業所 (当該事業所の所在地以外 の場所に当該地域密着型サ 

口

ピ スを行う事業の一 部を行う拠点を有するときは、 当該拠点を含む。)  $\mathcal{O}$ 名称、 所在地及び登録定員

ハ 当該事業の開始の予定年月日

六 法第十七条の 十四四 第 远 |項第四 号 ハの 地 |域密着型サー ピ スの 種 類 が 地域 密着型特定施設入居者生 活介護

(介護保 険法第八条第二十一項に 規定する地域密着型特定 施設入居者生活介護をい う。 第十六条第六号

において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ <del>十</del> 四 第四 項第四 ]号イ  $\mathcal{O}$ 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 名称1 及び 主たる事 務所の 所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

口 法第十七 条の十四 ]第四] 項第四 号口  $\mathcal{O}$ 事 業所の 名称、 所在地及び入居定員

ハ 当該地域密着型サービスを行う事業の開始の予定年月日

七 法第十七条の 十四第四項第四 1号ハの 地域密着型サ ピ スの 種 類が複合型サービス (介護保険法第八条

第二十三項に規定する複合型サ ビスをいう。 第十六条第七号にお いて同じ。 である場合には、 次に

掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第四号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

口 法第十七 条の十四第四 項第四 号口 の事 業所 (当該事業所の )所在: 地以外の場所に当該地 域密着 型サ

ピ スを行う事業の一 部 を行う拠点を有するときは、 当該拠点を含む。  $\mathcal{O}$ 名称、 所在地 及び 登録: 定員

ハ 当該事業の開始の予定年月日

第七条 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項 第 五 号ニ 0) 厚生労働省令で定める事 項 は、 次に

法第十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

+

应

第

四

項第

五.

号

ハ

0)

介

護

予防

サ

ピ

スの

種

類

が

介

護予

防

訪

問入

浴

介護

介

護保

険

法第

掲げる事項とする。

八 、条の二 第二 項に規定する介護予 防 訪 間 入浴介護をいう。 第十七 条第 一号に おい て同じ。 である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四 |第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

法第十七条の十四第四項第五号ハの介護予防サー ビスの種 類が介護予防訪問看護 (介護保険法第八条

の二第三項に規定する介護予防訪問 看護をいう。 第十七条第一号ル及び同条第二号におい て同じ。) で

ある場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 A 条 の十四 第 匹 項第五 一号イ の実施主体 :の名称| 及び主たる事 務所の 所在 地 並 びにその代 【表者の

氏 名及び 職 名 (法第: 十七 条 O+ 匝 第四 項第 五 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が 法人以外 ての者の 開設する病 院 又は 診 療 所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

口 当 該 事 業 所 (当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場 所に当ま 該 事業所  $\mathcal{O}$ 部として使用され

ときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

三 法第十七条の 应 第四 項第五号ハの介護予防 サー ・ビス の種 類が介護予防訪問リハビリテーション **介** 

護 保険法第八条の二第四 項に規定する介護予防 訪問 IJ ノヽ ピ リテー シ ョンをいう。 第十七条第一号

同条第三号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体 の名称及び主たる事務所の 所在地並 びにその代表者の

る事務所を有する

氏 名及び職名 (法第十七条の十 四第四項第五号ロの事業所が法 人以外の者の開設する病院又は診療所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

口 当 該 事 業所 (当該事業所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 以 外の 場所に当該事業 所  $\mathcal{O}$ 部として使用される事務所を有する

ときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

兀 法第十 七 A 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 兀 |項第 五. 号 ハ 0 介 護 予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 介 護予 防居宅療 養管理 指

法 第 八 条 の 二 第 五. 項 E 規 定す る介 護予 防 居宅療 養管 理 指 導 を 1 う。 第十 七 条第 号 ル 及び 同 条第 匹 号に

おいて同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条の十四 第四 項第五 号イ  $\mathcal{O}$ 実 施主 体 の名称及び主たる事務所の 所在 地 並 び にその代 表者  $\bar{O}$ 

氏 名及び職名 (法第· 十七条の + 应 第四 |項第| 五. 号 口  $\mathcal{O}$ 事業所が が法人以外の者の開設する病院 診 源所又

は薬局であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ 当該事業所の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

導

介

護

保険

法第十 七 条の十四第四 『項第五号ハの介護予防サー ピ ス の種 類 が介護予防 通所リハビリテー シ ヨン **介** 

五.

護 保 険法 第八条の二第六項に規定する介護予防 通 所 IJ ハ ピ リテー シ 彐 ンを いう。 第十七条第一号

同条第五号において同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法 第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第 匹 項 第五 一号イ  $\mathcal{O}$ 実施主 体  $\mathcal{O}$ 名 称 及び 主 たる事 務 所 0 所在 地 並 び にそ O代 表者

 $\bar{O}$ 

氏 名及 び 職 名 (法第: + 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 匝 項 第 五 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が 法人以外 ての者の 開設する病院 又は 診 療 所

であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ 当該事業所の名称及び所在地

ハ 当 該 介護 予 防 サ ĺ ピ ス を行 Š 事 業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定 年 月 日

六 法第十 七 条の + 应 第 匹 |項第| 五 一号ハの 介 **|護予防** サ F, ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 介護予防短 期入所生活 介護 (介護保険

法第 八条の二第七 頃に規定 定する介護予 ,防短期 入所生活介護をいう。 第十 七条第六号にお 7 て 同 で

ある場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条 の十四 第四 |項第五 号イ -の実施 主体の名称及び主たる事 務所の 所在地 並びにその代表者の

氏名及び職名

ロ 法第十七条の十四第四項第五号ロの事業所の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

七 法第十 七 条の 十四四 第四 項第五 一号ハの・ 介 **|護予防** サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 介護予防短期入所療 養介護 (介護保険

法 第八条の二第 八項に 規定する る介護予 防 短 期 入 所 療 養 介 護 をい . う。 第十 七 条第一 号 ル 及び 同 条第七 号に

おいて同じ。)である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 匝 項 第 五 一号イ  $\mathcal{O}$ 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 名称及び 主たる 事 務 所

氏 名及 び 職 名 法 第 + 七 条  $\mathcal{O}$ + 四 第 兀 項 第 五. 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業 所 が 法 人以 外  $\mathcal{O}$ 者  $\mathcal{O}$ 開 設 す る病 院 又は 診 療 所

 $\mathcal{O}$ 

所在

地

並

びにそ

O

代

表者

 $\mathcal{O}$ 

であるときは、開設者の氏名及び職名)

ロ 当該事業所の名称及び所在地

ハ 当該介護予防サービスを行う事業の開始の予定年月日

八 法第十 七 条の 十四四 第 匝 |項第| 五 号ハ 0 介 演養予防 サ ピ ス の種 類 が介 護予防特定施設入居者生活介護

護保 険法第八 条 の二第・ 九 項に規定する介護予防特定施 設 入居者生活介護を 7 . う。 第十七条第八号に お

て同じ。)である場合には、次に掲げる事

項

1 法第十七条の十四 |第四項第五号イ -の実施、 主体の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代表者の

氏 名及び 職 名

口 法第十七 条の十四第四 「項第五」 号口  $\mathcal{O}$ 事 業 所 の名称 及び所 在 地

ハ 当 該 介護予 防 サー ピ スを行う 事 業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定年 月

九

法第十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

+

应

第

兀

項第

五.

号

ハ

 $\mathcal{O}$ 

介護

予防

サ

ピ

ス

 $\mathcal{O}$ 

種

類

が

介

護予

防 福

祉用具貸与

(介護保

険法第

合

日

八 条 の 二 第十 項 12 J規定<sup>\*</sup> する介護 予 防 福 祉 用 具貸与を 1 う。 第 十七 条第九 一号に お 7 て同 ľ であ る場場

12 は、 次に掲 げ る 事 項

1 法 第 十七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 四 項 第 五 号イ 0 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 名 称 及 び 主たる事 務所の 所在地 並びにその代表者の

氏 名及び 職 名

口 法 第十七 条の十四 [第四] ]項第五 号口  $\mathcal{O}$ 事 業 所  $\mathcal{O}$ (名称) 及び所在 地

ハ 当該 介護予 防 サー ピ スを行う事 業  $\mathcal{O}$ 開 始 0 予定年 月 日

+ 法第十 七 条の + 应 第四 項第 五 号ハの 介護予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 特定介 **護予防** 福 祉 用 具販 売 介 護保険

法第八条の二第十一 項に規定する特定介護予防 福 祉 用 具販売をい . う。 第十七条第十号に お *\* \ て同じ。

である場合には、 次に掲げる事 項

1 法第十七条の十四 . 第四項第五号イの実施主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び 職 名

口 法第十七 え 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第五号口  $\mathcal{O}$ 事 業所  $\mathcal{O}$ 名称| 及び所在 地

当該 介護予防サー ビス を行う事 ·業 の 開 始の 予 定年 月 日

第八条 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第六号ニ 0 厚生 一労働 省令で定め る事 項 は、 次に 掲げる事項とする。

介護 **介** 護保険 法 第 八 条 の二第十三項 E 規定する介護予防認 知 症 対 応型 蓪 所 介護 を いう。 第 + 凣 第

法第十

七

条

 $\mathcal{O}$ 

+

应

第

四

項第六

号

0)

地

域

密着

型介護予

防

サ

Ė

ス

 $\mathcal{O}$ 

種

類 が

介護

予

防 認

知

症

対

応

型

蓪

所

号にお いて同じ。 )である場合には、 次に掲げ る事で 項

1 法第十七条の十四第四項第六号イの実施 主体の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の

氏 名及び 職

口 法第十七 条 の十四 第四 項第六号口 0) 事 ,業所 (当該事業所  $\mathcal{O}$ 所在 地 以外の 場所に当該 地 域 密 着 型介護

予 防サ ビスを行う事業の一 部を行う施設を有するときは 当該施設を含む。) の名称及び 所 在 地

ノヽ 当該 事業の 開始の予定年月 日

法第十七条の 十四第四 項第六号ハの 地域密着型介護予防サー ビスの種類が介護予防小規模多機能型居

宅介護 (介護保険法第八条の二第十四 項に規定する介護予 防 小規模多機能型居宅介護をいう。 第十八

第二号に おい . て同 ις • である場合には、 次に掲げ る事 項

法第十七 条の 十四四 第四項第六号イ の実施主体  $\mathcal{O}$ 名称 及 び主たる事 務所の 所在地並 び にその代

【表者の

氏 名及び 職 名

1

口 法 第十 七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項 第六号ロ 0) 事 業所 (当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 所在 地以外の 場 所に当該 地 域 密 着 型介

予 防サ Ė ス を行う事 業 0 部を行う拠点を有するときは、 当該 拠点を含む。) 0 名称 及び 所 在 地

当該 事業  $\mathcal{O}$ 開 始  $\mathcal{O}$ 予 定年 月 H

第九条 法第十七 条の十四 第四項第七号ニの厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

法第十七条の 十四第四項第七号イの実施主体の名称及び主たる事務所の 所在地並びにその代表者の氏

名及び 職 名

法第十七条の十四第四項第七号ロ 0 事 業所 (当該事業所の所在地 以外の 場所に同号に掲げる事 ず項に係

る第一 号事業 (同条第三項第三号に規定する第一 号事業をいう。 第十九条第八号において同じ。) の 一

部を行う拠点を有するときは、 当該拠点を含む。) の名称及び所在地

三 当該事業の開始の予定年月日

第十条 法第十七 条の十四 第四 項第八号ハの 厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

法第十七 条の十 应 第四 項第八号イの 実施主体の氏 名 (法人にあっては、 その 名称、 事務 所  $\mathcal{O}$ 所在地及

び代表者の氏名)

一 法第十七条の十四第四項第八号ロの施設の名称

三 営業 0 種 莂 (旅館業法第二条第 一項に 規定する 旅 館 業 の種 別をいう。)

(法第十七条の十四第四項第一号に掲げる事項に関する同意)

第十一条 認定市 町村は、 法第十七条の十四第五項の規定により厚生労働大臣の同意を得ようとする場合に

は、 生涯 活 躍  $\mathcal{O}$ まち形成事業計 画に次条の基準に係る事項を記載した書類を付してするものとする。

(法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準)

第十二条 法第十七条の十四第五項の厚生労働省令で定める基準は、 次のとおりとする。

- 協 議会を構成する団体であること。
- 生涯 活躍 のまち形成地 域 にお いて法第十七条の十四第五項の介護サー ビスの提供に係る事業その 他の

生涯 活 躍  $\mathcal{O}$ まち 形 成事業として行われる事業を実施するため  $\mathcal{O}$ 人材 確保に関する相談及び援助を行うも

 $\mathcal{O}$ であること。

兀

その

構

成員

であ

る中

小

事

業

主

 $\overline{\mathcal{O}}$ 

委託を受けて労働

者

 $\mathcal{O}$ 

募集を行うに当たり、

当該募集

に係る労働

条件

三 前 号  $\mathcal{O}$ 相談及び援助 を適切に実施するために必要な体制 が整 備されていること。

そ 0 他  $\mathcal{O}$ 募集  $\mathcal{O}$ 内 容が 適 切 で あ り、 か つ、 当 |該労 働 者  $\mathcal{O}$ 利 益 に 反し ないことが見込まれること。

(法第十: 七 条の + 辺 第四 項第三号に · 掲 げ る事 項 E 関 する 同 意

第十三条 認定市 町 村 は、 法第十七 条の十 四第六項の 規定により都道 府 県知 事 0 同 !意を得ようとする場合に

は、 生涯活躍  $\mathcal{O}$ まち形成事業計 画に次に掲げる事項を記載 した書類を付してするものとする。

- 法第十 -七条の 十四第四 項第三号ハの居宅サー ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類が 訪問 介護である場合には、 次に掲げる事 項
- 1 法第十七 条の十四第四 項第三号イの実施 主体 の代 表者 0 氏 名、 生年月日及び 住 所
- 口 当該 実施主体 の定款、 寄附行為等及びその登記事 項 証 明 書 文は 条例等

- ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロの事業所の平面図
- ニ 利用者の推定数
- ホ 当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管理者及びサー ビス提供責任者の氏名、 生年月日、 住所及び経歴
- へ 運営規程
- ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- チ 当該 居宅 サ ĺ ビスを行う事 業に係る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及び 勤 務形

態

- リ 当該事業に係る資産の状況
- ヌ 当 該 事 事業に係る :る居宅: 介護 サ ピ ス 費  $\widehat{\mathcal{O}}$ 請 求に関う す る事 項
- ル 介護保険法第七十条第二項各号 (病院) 診療 所若 しく は 薬局 に より 行わ れる居宅療養管理指 導又は
- 病院若しくは診療所により行われる訪 問問 看護、 訪問リハビリテー ショ ン、 通所リハビリテ ] シ 日 若
- び 第十二号を除 くは短期入所療養介護に係る指定 に該当しないことを誓約する書面  $\mathcal{O}$ 申請にあ っては、 同 (以下この条において 項第六号の二、 第六号の三、 「誓約書」 第十号 という。) の二及
- ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

法第十 七 条の十四第四項第三号ハの居宅サー ビスの種類が 訪問入浴介護である場合には、 次に掲げる

## 事 項

1 法第十七 条の十四第四 項第三号イの実施主体の代表者 の氏名、 生年 月日及び 住所

口 当該 実施主 体 の定 款、 寄 附 行為等及びその 登記 事 項 証 明 書 文は 条例

等

= 当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日、 住 所 及 び 経 歴

ハ

法第十七

条

 $\mathcal{O}$ 

十四四

第四

項

第三号口

 $\mathcal{O}$ 

事

業

所

 $\mathcal{O}$ 

平

面

図

並

び

に

、設備!

及び

備

品品

 $\mathcal{O}$ 概

要

ホ 運営 規 程

利 用 者か 5  $\mathcal{O}$ 苦情、 を処 理するため に 講ずる措 置  $\mathcal{O}$ 概 要

1 当 該 居宅 サ ĺ ビスを行う事業に係る従業者の 勤 務 0 体 制 及び 勤 務形 態

チ 当該 事業に係る資産 の状 況

IJ 指定居宅サ ĺ ピ ス 等 の事 業  $\mathcal{O}$ 人員、 設備及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十七号。

以下 「指定居宅サー ピ ス等基 準 という。 第五十一 条の協力医 療機関 0 名称及び診療科名並 びに当

該協 力医 |療機関との 契約 の内 容

ヌ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル誓約書

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

三 法第十七条の十 应 第四 項第三号ハの居宅サー ド スの 種 類 が 訪問 看 護である場合には、 次に

掲げる事

項

1 法第十七 条の 十四四 第四項第三号イの 実施主体 の代 表者 の氏 名、 生年 月 日及び 住 所 (法第十七 条の十

兀 第四 項 第三号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が 法 人以 外  $\mathcal{O}$ 者の 開設、 する病院 又は 診 療所 であるときは、 開 設 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

生年月日及び住所)

口 当 該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款、 寄 附 行為等及びその 登記 事 項 証 明 書 又は条例 等 (当該事業所が法 人以外 の者

の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

ハ 当 該 事 業所の )病院若, しくは診療所又はその他の訪問 看護事業所の いずれか . の 別

二 当該事業所の平面図

ホ 当該 事 業所の管理者 の氏名、 生年月日及び住所並びに免許証 の写し

運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該 居宅サー ビスを行う事業に係る従業者の勤務 の体制及び勤務形態

リ 当該事業に係る資産の状況

ヌ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事

項

ル 誓約書

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 四 項第三号ハの 居宅サ ピ ス 0 種 類が 訪問 リ ハ ビリテーシ 日 ンである場合に は

次に掲げる事項

兀

1 法第十七 条の 十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年 月日及び住所 (法第十七条の十

兀 第四 項第三号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院又は診 療所であるときは、 開設者  $\mathcal{O}$ 氏 名、

生年月日及び住所)

口 当 該 実施主体の定款、 寄附 行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法 人以外の者

の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

当該事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別

ハ

- 二 当該事業所の平面図
- ホ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
- へ 運営規程
- ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- リ 誓約書

チ

当該

居宅

ザ

Ì

ビスを行う事

業に係る居宅介護サ

ピ

ス 費

の請求

に関

ける事

項

- ヌ 役員の氏名、生年月日及び住所
- 五. 法第十 七 条の + 应 第四 項第三号ハの 居宅サー ビス の種類が 居宅療養管理指導である場合に は、 次に . 掲

げる事項

- 1 法第-十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所 (法第十七条の十
- 兀 第四 項 第三 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が法 人以外の者の 開設する病院、 診療 所又は薬局であるときは、 開設者  $\bar{\phi}$

氏名、生年月日及び住所)

当該 実施主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証 明 書 又は条例等 (当該事業所が法 人以外 での者

口

の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。)

当

該

事

業所

 $\mathcal{O}$ 

病院、

診

療

所、

薬局

又

は

訪

間

看

護

ステー

シ

ヨン

(指定居宅サー

ピ

ス等基

準第六十条第

項 第 号に規定す る指定は 訪 間 看 護ス ハテーシ 日 ン及び 指定介護 予 防 サ ピ ス 等  $\mathcal{O}$ 事 業  $\mathcal{O}$ 人 員 設 備 及

び 運 営並 び に指 定介護 予 防 + Ì ピ ス等に係る介護予 防  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 効 果的 な支援の 方法 に関 す る基 準 平

成 + 八 年厚生 主労働: 省令第三十 -五号。 以下 「 指· 定介護 予 防 サ ピ ス 等 基 準 という。 第六 十三 条 第

項 第 号に 規定す る 指 定 介 護 予 防 訪 問 看 護 ス テ ] シ 彐 ン を 1 う。 第十 七 条第四号 ハ に お 1 て同 ľ

 $\mathcal{O}$ 別 及 Ű 提 供 す Ś 居 宅 療 養管 理 指導  $\mathcal{O}$ 種 類

ニ 当該事業所の平面図

ホ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該 居宅 サ Ì ビスを行う事業に係る居宅介護サ ピ ス 費 0 請求 に関 でする事 項

## リ 誓約書

ヌ 役員の氏名、生年月日及び住所

六 法第十 七 条の十四 第四 項第三号ハの居宅サー ・ビスの 種類が 通 所介護である場合には、 次に掲げる事 項

1 法第十七 A 条 の十四 第四項第三号イ  $\mathcal{O}$ 実施主体 の代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 月 日 及び 住

所

口 当該 (実施主: 体 :の定款、 寄 附 行為等及びその 登記事 項 証 明 書 又は 条例

ハ 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第三号口  $\mathcal{O}$ 事 業所 (当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 所在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場 所に当該居宅 サ ピ

行う事 ·業 の 部 を行う 施設を有するときは、 当該: 施設を含む。 0) 平 面 図 (各 室  $\mathcal{O}$ 用 途を明 示するも

のとする。)及び設備の概要

二 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

へ<br />
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ト 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

スを

リ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ヌ 誓約書

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

七 法第十 七 条の十四 第四 項第三号ハの居宅サービスの 種類が 通所リハビリテーシ ョンである場合には、

次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四項第三号イ  $\mathcal{O}$ 実施 主体の代表者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月日及び 住 所 (法第十七 条の十

兀 第四 項 第三 号口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が 法 人以 外 O者  $\mathcal{O}$ 開設す んる病院 又は 診 療 新 であるときは、 開 設 者  $\mathcal{O}$ 氏 名

生年月日及び住所)

口 当 該 実施主 体 :の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法 人以外の者

の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

当該 事業所の 種別 (病院若 しくは指定居宅サー ピ ス等基準第百十一条第一項の規定 の適用を受ける

診 療 所若しくは同条第二項  $\mathcal{O}$ 規定の 適 !用を受ける診療所又は介護老人保健施設  $\mathcal{O}$ 別 をいう。

= 当該 事 業所の平面図 ( 各 室  $\overline{\mathcal{O}}$ 用途を明示するものとする。)及び設備  $\mathcal{O}$ 概要

ホ 当 該· 事業所の管理者の氏名、 生年月日及び住所

^ 運営 **I規程** 

1 利 用 者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ

当該

居宅サー

ビスを行う事

業に係る従業者

 $\mathcal{O}$ 

勤

務

 $\mathcal{O}$ 体

制

及び勤

務形態

IJ 当該 事業に係る居宅介護 サ Ì ピ ス 費の 請 求に関う する事 項

ヌ 誓約 書

ル 役員  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 及び 住 所

法 第十 七 条  $\mathcal{O}$ 匹 第四 項第三号ハの 居宅サー ピ スの種! 類が 短 期 入 所生活介護である場合には、 次に · 掲

げ る事 項 八

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該 実施、 主体 の定款、 寄附行為等及びその 3登記事 項証! 明 書又は 条例等

ハ 当該居宅サ ĺ ビスを行う事業を指定居宅サ ĺ Ę, ス等基準 第百二十一条第二項  $\mathcal{O}$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用を受ける

特 別養護老人ホ ムに お いて行う場合又は同条第四項に規定する併設事業所 (ニにおい て 併 設事 業

所」という。)において行う場合にあっては、その旨

= 建 物  $\mathcal{O}$ 構造概要及び平 面 図 (当該: 事業を併設事 業所に おいて行う場合にあっては、 指定居宅サー E

ス等基 準第百二十四 [条第三項 E 規定する併設本体: 施設又は指定居宅サ ĺ ピ ス等基準第百 兀 + 条  $\mathcal{O}$ 兀 第

る。)並びに設備の概要

三項に

規定するユニ

ツト

型

事

業所併

設本体施設

の 平

面図を含む。

(各室の

用途を明

示

す

る も

 $\tilde{O}$ 

とす

莂

養護

老

人

ホ

A

ホ 当該 事 \*業を指す 定居宅 サ ピ ス等基 準 第 百二十 条第 二項 の規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を受け る特

に お 7 て行うときは当 該 特 别 養 護老 人 ホ A  $\mathcal{O}$ 入所 者  $\mathcal{O}$ 定 員、 当 該 特 別 養 護 老 人 ホ ム 以 外 0) 事 業

に お 7 て行うときは当 該 事 業  $\mathcal{O}$ 開 始 時  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 推 定 数

法 第十七 条の 十四四 第四 項 第三号 口  $\mathcal{O}$ 事 業 所 の管理 理者 0 氏 名 生年月日、 住所及び経歴

ト 運営規程

チ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

リ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

ヌ 当該事業に係る資産の状況

所

ル 指定居宅サービス等基準第百三十六条 (指定居宅サービス等基準第百四十条の十三にお いて準用す

る場合を含む。 )の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約 の内 容

ヲ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ワ 誓約書

カ 役員の氏名、生年月日及び住所

九 法第十 七 え 条  $\mathcal{O}$ + ·四第四 項第三号ハの 居宅サ ĺ -ビスの 種 類が 短期入所療養介護である場合には、 次に 掲

げる事項

1 法第 十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 [第四] 項第三号イ  $\overset{\cdot}{\mathscr{O}}$ 実施 主体 の代 \_表者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月日及び 住所 (法第· + 七 条 の十

兀 第四 項第三 号口 の事業所が 法人以外の者の開設する病院又は 診 療所であるときは、 開設者  $\mathcal{O}$ 氏 名

生年月日及び住所)

口 当該 実施主体 の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法人以外の者

の開設する病院又は診療所であるときを除く。

ハ

当該 事 業所の指定居宅サー Ė ス等基準第百四十二条第一 項各号の規定の 1 ず ĥ の適 用を受けるもの

## かの別

= 建 物  $\mathcal{O}$ 構造概要及び平 面 図 ( 各 室  $\overline{\mathcal{O}}$ 用途を明示するものとする。) 並びに設備 の概 要

ホ 当 該 居宅 サー ビスを行う事 業を行う事 業所 (当該事業を行う部分に 限 る。 以下この ホ に お **,** \ て同

に おける入院患者又は 入所 者の 定員 (当 「該事業 所が 指 定居宅サ ĺ F ス等基準 十第 百 兀 十二条 第 項

第四号に規定する老 人性 認 知 症 疾 患 療養 「病棟を有する病院である場合にあっては、 入院 患者  $\mathcal{O}$ 推 定 数

を含む。)

当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 及び 住 所

ト 運営規程

チ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

リ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

ヌ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル 誓約書

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

+ 法第十七条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、

次に掲げる事 項

1 法第十七 条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び 住所

口 当該 実施主法 体 の定 款、 寄附 行為等及びその 登記 事 項 証 明 書 又は

条例 等

ハ 建物  $\mathcal{O}$ 構造 概要及び平 面 図 ( 各 室  $\mathcal{O}$ 用途を明示するものとする。 並 び に設備  $\mathcal{O}$ 概要

ホ 当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 住 所 及 び 経 歴

=

利

用

者の

推

定数

(要介護者及び要支援者の

それぞれ

に係

る推定数を明示するものとする。

運営 規

1 利 用 者から の苦情を処理するために講ずる措置の 概 要

チ 当該 居宅サー ビスを行う事業に係る従業者の勤務 の体 制及び勤務形態

IJ 該 事業に係 る資産 の状 況

ヌ 指定居宅サー ビス等基準 第百九十二条の二に規定する受託居宅サ ĺ Ľ ス 事業者が当該事業を行う事

業所の 名称及び所在 地並 び に当該事業者の 名称及び所在地

指定居宅サービス等基準第百九十一条第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並 びに当

ル

該 協力医療機関との契約の内容 (同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、 その名称及

び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

ヲ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ワ 誓約書

カ 役員の氏名、生年月日及び住所

日 介護 支援 尊 菛 員 (介護保: 険 法第七 条第五 項に規定する介護支援 《専門員· ない V. 介護支援専門 員とし

て業務を行う者に限る。以下同じ。)の氏名及びその登録番号

法第十七 条の十四第四項第三号ハの居宅サービスの種 類が 福 祉用具貸与である場合には、 次に掲げ

る事項

1 法第· 十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該 実施主体 -の定款、 寄附行 行為等及びその 登記事項証 明 書 文は 条例

ハ 法第十七条の十四第四項第三号ロ の事 業所の平面 図及び 設備  $\mathcal{O}$ 概要

二 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

介護保険法第八条第十二項に規定する福祉用具の保管及び消毒の方法 (指定居宅サー ビス等基準第

ホ

百三条第三 項前段 の規定により保管又は 消毒を委託等により 他 の事 ,業者に行 わ せる場合にあ つては

当 該 他  $\mathcal{O}$ 事 業者  $\mathcal{O}$ 名 称 及び 主たる事 務 所の 所 在地 並びに当該委託等に関する契約 の内容

運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当 該 事 業に係る る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及 び 勤 務 形 熊

リ 当該事業に係る資産の状況

ヌ 当該事業に係る居宅介護サービス費の請求に関する事項

ル 誓約書

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

法第十七 条の 十四四 . 第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定福祉用具販売である場合には、 次に

掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第三号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該 実施主体 の定款、 寄附行為等及びその 登記 事 項証 明 書 又は 条例等

ハ 法第十七 条の十四 第四 項第三号口  $\mathcal{O}$ 事 業 所  $\mathcal{O}$ 平 面 义 一 及 び 設備  $\mathcal{O}$ 概 要

ホ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当 該 居宅 ザ ピ スを行う事 業に係る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及び 勤 務形 態

リ 当該事業に係る資産の状況

ヌ 誓約書

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

(法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)

第十四条 法第十七条の十四第七項 の厚生労働省令で定める居宅サー ビスは、 特定施設入居者生活介護とす

(法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項)

第十五条 法第十七条の十四第七項の厚生労働省令で定める事項は、 次に掲げる事項とする。

一 当該同意に係る事業所の名称及び所在地

当 該 同 意に係る実施 主体  $\mathcal{O}$ 名称及び 主たる事 務 所の 所在地 並びにその代表者の氏名、 生年月日、 住所

及び職名

三 当該同意に係る事業の開始の予定年月日

兀 利 用 者  $\mathcal{O}$ 推 定数 (要介 護者 及び 要支援者  $\mathcal{O}$ そ れぞれ に係る推定数 を明示するものとする。

法第十 七 条の + 匹 第四 項第四日 号に 掲げ る事 項 E 関 する 記 載

第十六条 認定市 町 村 は、 法第十七 条の十 四第八項の 規定により生涯活躍の まち形成事業計 画 に 同 条第四 項

第四号に掲げる事 ·項を記載しようとする場合には、 当該事 項が、 次に掲げ る事 項に照らして介護保険 法 第

七 十八条の二第四 項の規定により同法第四十二条の二第一 項本文の指定をしてはならない場合に該当しな

いと認める場合に限り、記載することができるものとする。

法第十七条の十四第四項第四 一号ハの 地域密着型サ ĺ ・ビスの 種 類 が 定期巡 回 随時対応型訪 問 介護 看 護

である場合には、次に掲げる事項

1 法第十七条の十四 第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該 実施主体 の定款、 寄附 行為等及びその 登記事 項証! 明 書又は 条例

ハ 法第十七 条 の十四 第 匹 ]項第四 号口 0) 事 業所  $\mathcal{O}$ 平 面 义 一 及 び 設備の 概要

ニ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

`利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1 当 該 地 域 密着型サ ピ スを行う事 業に係る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務 の体 制 及び 勤 務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

IJ 当該 事業に係る地域 密着型介護サービス費の請求に関する事項

ヌ 介護保険法第七十八条の二第四項各号に該当しないことを誓約する書面 (以下この条において「誓

約書」という。)

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

ヲ 連 携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地 (当該地域密着型サー ビスが介護保険法第八条第

十五項第二号に該当するときに限る。)

法第十七 条の 十四四 第四 項第四号ハの 地 |域密着型サー ビスの種類 がが 夜間対応型訪問介護である場合には

、次に掲げる事項

1 法第十七 条の 十四四 第四 項第四号イの実施主 体 の代 表者 の氏 名、 生年 月日及び 住所

口 当該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款、 寄 附 行 為等及びその 登 記 事 項 証 明 書 又 は 条例 箬

ノヽ 法第十七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 兀 項 第 四 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業 所  $\mathcal{O}$ 平 面 义 及 び 設 備  $\mathcal{O}$ 概

要

= 当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 月 日 住 所 及び 経 歴

市 運営規程

へ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1 当該 地 域 密着型サ ピ スを行う事 業に係る従業者 の勤 務 の体制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

IJ 当該 事 ・業に係る地域密着型介護サ Ì Ė ス 、費の請い 求に関する事項

ヌ 誓約書

ル 役員の氏名、 生年月日及び住所

三 法第十七条の十四第四 項第四 1号ハの1 地域密着型サー ビスの種類が地域密着型通所介護である場合には

次に掲げる事 項

1 法第十七 条の十四 第四項第四号イの実施主体の代表者の氏 名、 生年月日及び 住所

口 当該 実施 主 体 の定款、 寄附行為等及びその 登記 事 項 証 明 書 豆は 条例

法第十七

条

 $\mathcal{O}$ 

十四四

第四

項第四

号口

0)

事 業 所

(当該

事

業

所  $\mathcal{O}$ 

所在

地

以 外

 $\mathcal{O}$ 

場

所に当該

地

域

密 着

型サ

箬

ピ スを行う事業の一 部 を行う施設を有するときは、 当該: 施設を含む。 0 平面 义 ( 各 室 0 用 途を明示

するものとする。) 及び設備  $\mathcal{O}$ 概 要

= 当該事業所の管理者の氏名、 生年 月日、 住所及び経歴

ホ 運営規程

利 用 者からの苦情を処理するために講ずる措置の 概要

1 当該 事業に係る従業者の勤 務 の体 制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

IJ 当該 事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

ヌ 誓約書

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

法第十七 条の + 应 第 兀 |項第四 号 ハ 0 地域密着型サー F, ス 0) 種 類が 認知 症 対応型通 所介護である場合に

は、次に掲げる事項

兀

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項第四号イ . D 実施 主 体 の代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月日 及び 住 所

口 当 該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款、 寄 附 行為等 及び その 登記 事 項 証 明 書 又 は 条例 箬

ハ 法第十七 条の十四 第四 ]項第四 号口  $\mathcal{O}$ 事 業所 (当該事 業所 0 所在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場所に当該地 域密着型サ

ピ スを行う事業の一 部を行う施設を有するときは、 当該施設を含む。) 0 平面図 (各室の用途を明示

するものとする。)及び設備の概要

二 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

- 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- ト 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- チ 当該事業に係る資産の状況
- IJ 当該 事 業に係る る地域密着型介 護サ Ė ス 、費の請い 求に関する事項
- ヌ 誓約書
- ル 役員の氏名、生年月日及び住所
- 法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 四 項 第 匹 号 0) 地 域密着型サ ピ ス 0) 種 類 が 小 規 模多機能型居宅介護である場合

には、次に掲げる事項

五.

- 1 法 第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第 匝 項第四号イ  $\overset{\cdot}{\mathscr{O}}$ 実 大施 主体 の代表者 0 氏 名 生年 月日及び 住所
- 口 当該 実施 主 体 の定款、 寄附行為等及びその 登記事 項 証 明 書 又は 条例 等
- ハ 建 物  $\mathcal{O}$ 構 造概要及び平 面図 (各室  $\overline{\mathcal{O}}$ 用途を明示するものとする。) 並 び こに設備の  $\mathcal{O}$ 概要
- ニ 利用者の推定数
- ホ 法第十七 条の十四 第四項第四 号口 の事 業所の管理者 の氏 名、 生年月 日、 住所及び経歴

- 運営 **I規程**
- 1 利用 者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- 当該 地域密着型サー ピ スを行う事業に係る従業者 の勤務 の体制及び勤務形態
- IJ 当該 事業に係る資 産 の状況

チ

ヌ 指定地域 密着型サ ĺ ピ ス 0) 事業の 人員、 設備及び運営に関する基準 (平成十八年厚生労働省令第三

十四号。 以下 「指定地は 域 密 着型サ ピ ス基準」 という。 第八十三条第一 項に規定する協 力医 療 機 関

関 が あ るときは、 その 名称 及び当該 協 力 (歯科) 医 療 機関 لح  $\mathcal{O}$ 契約 0) 内容を含む。)

病院等との 連携体制及び支援 の体 制 0 概 要

ル

指定

地域密着型サ

ピ

ス基準

第八十三条第三項に規定する介護老人福祉施設、

介護老人保健施設

 $\mathcal{O}$ 

名

称

及び

診療で

科名

並

び

に当

該協力医

療機関との契約

 $\mathcal{O}$ 内

容

(同条第二項

に規定する協

力歯

科

医 療

機

ヲ 当該 事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事項

ワ 誓約 書

力 役員 の氏名、 生年月日及び住所

日 介護支援専門員の氏名及びその登録 番号

六 法第十 -七条の  $\dot{+}$ 应 第 匹 [項第四 号 ハ 0 地 域密着型サ ピ スの種 類 が 地域密着型特定施設入居者生活介護

で あ る場合には、 次に 掲げ る 事 項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第 兀 |項第四 | 号イ  $\mathcal{O}$ 実施主 体 の代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年

月日及び

住所

口 当該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款 寄 附 行為等及びその 登記 事 項 証 明 書 又 は 条例

ハ 建 物  $\mathcal{O}$ 構 造 概要及 び 平 面 义 (各室  $\mathcal{O}$ 用 途を明 示 のとする。 並 び に 設 備

するも

 $\mathcal{O}$ 

概 要

= 利 用 者  $\mathcal{O}$ 推 定 数

ホ 法 第 十七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第四 項第四 号ロ 0) 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 -月日、 住所 及び ) 経 歴

^ 運営 **I規程** 

1 利 用 者か Š の苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当 該 地 域 密着型サ ピ スを行う事 業に係る従業者 の勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及び勤務形態

IJ 当該 事 業に係る る資 産  $\mathcal{O}$ 状 況

ヌ 指定 地 域 密着型サ ピ ス基準第百二十七条第 項に規定する協 力医 療機 関  $\mathcal{O}$ 名称 及び 診 療科. - 名並び

に当該協力医療機関との契約の内容 (同条第二項に規定する協力歯科医療機関があるときは、 その名

称及び当該協力歯科医療機関との契約 の内容を含む。)

ヲ 誓約 書 ル

当 該·

事業に係る地域密着型介護サービ

ス費の請求に関する事項

ワ 役員 の氏 名、 生年 月 日 及び

住所

力

介護支援専

菛

員

 $\mathcal{O}$ 

氏

名及びその登

録

番号

七 法第十· 七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 辺 |項第四 号 ハの 地 |域密着型サ ĺ Ė スの 種 類が複合型サービスである場合には、 次

に 掲げ る 事 項

1 法第十七 条の十四第四項第四号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該実施 主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は 条例

法第十七条の十四第四項第四号ロ の事業所が病院若 しくは診療所又はその他の事業所のいずれかの

別

= 建物 の構造概要及び平面 図 (各室の 用途を明示するものとする。) 並びに設備 の概要

ホ 利用者の推定数

へ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ト 運営規程

チ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

ビスを行う事業に係る従業者

の勤

務

 $\mathcal{O}$ 

体制及び

勤務形態

ヌ 当該事業に係る資産の状況

IJ

当該

地域

密着型サ

ĺ

ル

指定 地 域 密着型サ ピ ス基準第百八十二条にお いて準用する第八十三条第一 項に規定する協 力医療

機 関  $\mathcal{O}$ 名 称 及び診療科名並びに当該 協 力医 |療機関| との 契約 の内 容 (同 条第二項に 規定する協 **治**歯 |科医

療機関 があるときは、 その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。)

ヲ 指定 地域密着型サービス基準第百八十二条において準用する第八十三条第三項に規定する介護老人

福 祉 施設、 介護老人保健施設、 病院等との連携体制 及び支援の体 制  $\mathcal{O}$ 概要

事業に係る地域密着型介護サービス費の請求に関する事

項

力 誓約書

ワ

当該

ョ 役員の氏名、生年月日及び住所

タ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号

、法第十七 条の十 辺 第四 項第五号に · 掲 げ る事 項に 関する同 意

第十七条

認定市

町

村

は、

法第十七

条

O

+

匹

第

九項

 $\mathcal{O}$ 

規

定

によ

り

都

道

府

県知

事

 $\mathcal{O}$ 

同

意を得ようとする場合に

は、 生 涯 活 躍  $\mathcal{O}$ ま 5 形成事 \*業計 画 12 次に 掲げ る事 項を記れ 載 L た書 類を付してするものとする。

法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 兀 項第 五. 号 ノヽ  $\mathcal{O}$ 介護 予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類 が 介 護予 防 訪 間 入 浴 介護である場 一合に

次に掲げる事項

1 法 第 十七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第四 項 第 五 号イ  $\mathcal{O}$ 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 月 日 及び 住所

口 当該 実施 主 体 の定 款 寄 附 行 為等 及び その 登記 事 項 証 明 書 又 は 条例 等

ハ 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 項 第五 号口 0 事 業 所  $\mathcal{O}$ 平 面 図 並  $\mathcal{U}$ に 設備 及び備 品の 概要

二 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

へ<br />
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

は

1 当該介護予防サービスを行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

IJ 指定介護予防サー ピ ス等基準第五十一 条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機

関との契約の内容

ヌ 当該事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

ル

介護!

保険法第百十

五

条の二第二項

第

号から第三号まで、

第五1

号から第七号の二まで、

第九号又は

第十号 (病院) 診療 所 又は 薬局により 行 わ れ る介護予防居 宅 療 養管理 指導 文は 病院若 < は 診 療 所 に

より 行 わ れる介護予 防 訪 問 看 護 介護 予 防 訪 問 リハビリテ シ 日 ン、 介護 予防 通 所リ ノヽ ピ リテ シ 日

ン若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申 請にあっては第二号から第六号まで又は第七号

か ら第十一号まで) に該当しないことを誓約する書面 (以下この条において 「誓約書」という。)

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

法第十七条の十四第四 項第五号ハの介護予防サー ビスの種類が介護予防訪問看護である場合には、 次

に掲げる事項

1 法第十七条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所 (法第十七条の十

兀 第四 項第五号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、 開設者  $\mathcal{O}$ 氏

生年 月日及び 住所)

口 当 該 実施主法 体 の定 款、 寄附 行為等及びその登記事 項証明書 又は条例等 (当該事業所が法人以外の者

 $\mathcal{O}$ 開設 する病院 又は 診 療 所で あるときを除く。

ノヽ 当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 病 院 若 しくは 診 療所又はその 他  $\mathcal{O}$ 訪問 看護事

業

所

0

V) ず ĥ

か 0 別

= 当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 平 面 义

当 該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 ·月日1 及び 住 所 並 び に免許 証  $\mathcal{O}$ 写し

^ 運営 **I規程** 

ホ

1 利 用 者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該 介護予防 サー ピ スを行う事業に係る従業者 の勤務の体制及び勤務形態

IJ 当該 事業に係る資産  $\mathcal{O}$ 状 況

ヌ 当該 事業に係る介護予防サ Ė ス費の請求に関する事項

ル誓約書

ヲ 役員の氏名、 生年月日及び住所

る場合には、次に掲げる事項

法第十七条の十四第四

項第五

号ハの介護予防サービスの種類が介護予防訪問リハビリテーションであ

1 法第十七 条の 十四四 第四項第五号イの実施主体の代表者の氏 名、 生年 月日及び住所 (法第十七 条の十

兀 第四 項 第 五. 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所 が 法 人以 外 の者の 開設、 する病院 又は 診 療所 であるときは、 開 設者  $\mathcal{O}$ 氏 名

生年月日及び住所)

口 当 該 実施 主 体 の定 款、 寄附 行為等及びその登記事 項 証 明 又は条例等 (当該事業所が法

の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

ハ 当該事業所の病院若しくは診療所又は介護老人保健施設の別

二 当該事業所の平面図

ホ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

運営規程

人以外

での者

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該 介護予防サー ビスを行う事業に係る介護予防サー ビス費の請求に関する事項

ヌ 役員の氏名、生年月日及び住所

兀 法第十七 条の + 应 第 兀 項第 五 号ハの 介護予防サー ビスの種 類が介護予防居宅療養管理指導である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ <del>十</del> 四 第四 項 第五日 号イ 0) 実施 主体 の代 表者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日及び 住所 (法第十 七 条  $\mathcal{O}$ +

兀 第四 項 第 五. 号 口  $\mathcal{O}$ 事 業所が 法 人以外  $\mathcal{O}$ 者の 開設する病院、 診 療 所又は薬局であるときは、 開 設 者  $\mathcal{O}$ 

氏名、生年月日及び住所)

口 当 該· 実施 主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法人以外の者

の開設する病院、診療所又は薬局であるときを除く。

当該 事 業所の病院、 診療所、 薬局又は訪問看護ステー シ ョンの別及び提供する介護予防居宅療養管

理指導の種類

二 当該 事業所の 平 面 义

ホ 当該 事業所の管理者 の氏 名 生年月日及び住所

運営 .規程

1 利 用 者から の苦情を処理するために講ずる措置の概要

IJ 誓約 書 チ

当該

介護予防サー

ビスを行う事業に係る介護予防サ

ĺ

ピ

ス費の請求に関する事

項

ヌ 役員  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 及び 住 所

法第十 七 条  $\mathcal{O}$ 兀 第 兀 項 第 五. 号 ハの 介護予防サ ĺ ピ ス 0) 種 類が 介護予防 通 所リハビリテ シ 彐 ンであ

る場合には、 次に · 掲 げ る 事 項 五.

1 法第十七条の十四 第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所 (法第十七条の十

兀 第四 項第五号口 の事業所が法人以外の者の開設する病院又は診療所であるときは、 開設者の 氏

生年月日及び 住所)

口 当該 実施主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法 人以外の者

の開設する病院又は診療所であるときを除く。)

当該 事業所の 種別 (病院若しくは指定介護予防サー ビス等基準第百十七条第一項の規定の適用を受

け る診 影療所若. しくは同条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定の適用を受ける診療所又は介護老人保健施設 の別をいう。)

= 当該 事 業所  $\mathcal{O}$ 平 面 义 各. 室  $\overline{\mathcal{O}}$ 用途を明示するものとする。) 及び設備

 $\mathcal{O}$ 

概要

ホ 当該事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所

運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当 該 介護 予 防 サー ピ スを行う 事 業に 係 る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制 及び 勤務形態

リ 当該事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

ヌ 誓約書

ル 役員の氏名、生年月日及び住所

六 法第十七 条の 十四四 第 匹 [項第五] 号ハの介護予防サー ビスの種類が介護予防短期入所生活介護である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七 条の十四第四項第五号イの実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所

口 当該 実施 主体 :の定款、 寄附 行為等及びその登記 事 項 証 明 書又は 条例等

ハ 当該 介護予 防サー ピ ス を行う事 業を指定介護予防サ ピ ス等基 準第百二十九条第二項  $\bigcirc$ 規定  $\mathcal{O}$ 適 用

を受け る特 別養護老 人ホ ムに おい て行う場合又は 同 [条第四] 頃に 規定する併設事 業所 (二に お て

併 設 事 業所」 という。 に お **,** \ て行う場合にあ ってい は そ  $\mathcal{O}$ 

남

建 物  $\mathcal{O}$ 構 造概要及び平 面 図 (当該: 事 事業を併 設 事 業 所 に お 1 て行う場 一合に あ 0 ては、 指 定 介護 予 防

二

ピ ス 等基 準 第 百三十二条第 匝 項 E 規定す á 併 設 本 体 施 設 の 平 面 図を含む。 ( 各 室  $\mathcal{O}$ 用 途 を 明 示

るも のとする。 並 び に設 備  $\mathcal{O}$ 概 要

ホ 当 該 事業を指定介護予防 サ ピ ス等基準第百 <del>一</del> 九条第二項の 規定  $\mathcal{O}$ 適用を受け る特 別 養護 老 人ホ

ム に おい て行うときは当該特別養 護老人ホ ムの 入所者の定員 当該特別養護老人ホ ム以外  $\mathcal{O}$ 事

業所に おいて行うときは当該事 ·業 の 開 始時  $\mathcal{O}$ 利 用 者  $\mathcal{O}$ 推 定数

当 該 事 業所の管理者 の氏 名、 生年月日、 住所及び 経歴

### 1 運営 **I**規程

チ 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

リ 当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

ヌ 当該事業に係る資産の状況

ル 指定 介護予 防 サー ピ ス 等基準第百三十七条の協力医療機関 の名称及び診療科名並びに当該協

为医療

機関との契約の内容

ヲ 当 該 事 業に係 る介護予防 サ ピ ス 費の 請 求 に関い ける事 項

ワ 誓約書

カ 役員の氏名、生年月日及び住所

七 法第十 七 条の + 兀 第 匹 |項第| 五. 一号ハの 介護予防サー ピ スの種類が 介護予防短期入所療養介護である場合

には、次に掲げる事項

1 法第· 十七条の十四 第四項第五号イの 実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所 (法第十七条の十

兀 第四 項 第 五. 号 口 0) 事 ,業所が法 人以外の者の 開設する病院又は診 療所であるときは、 開設者の氏 名、

生年月日及び住所)

当 該· 実施主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (当該事業所が法人以外の者

口

0 開 設する病院又は診療所であるときを除く。

ŧ  $\mathcal{O}$ か  $\mathcal{O}$ 別

当

該

事

・業所の指定介護予防サー

Ė

ス等基準第百八十七条第一項各号の規定のい

ずれの適用を受ける

ホ

= 建 物  $\mathcal{O}$ 構造 概要及び平 面 図 (各室  $\mathcal{O}$ 用途を明示するものとする。) 並 び に設備  $\mathcal{O}$ 

概 要

当該 介護予防サー ピ スを行う事 業を行う事 業所 (当該事業を行う部分に 限る。 以 下この ホ に お 1 7

同 にお け る入院を 患者又は 入所者の定員 (当該事 業 所が指定介護予 防 サ ĺ ピ ス (等基) 準 第 百 八 + 七

条第 項第四 号に規定する老 人性認知 症疾患 療養病棟を有する病院である場合にあっては、 入 院 患者

0 推定数を含む。

当 該· 事業所の管理者の氏名、 生年月日及び住所

1 運営規程

チ 利 用 者からの苦情 を処理するために講ずる措置の概要

IJ 当該 事業に係る従業者の勤 務 の体 制及び勤務形態

ヌ 当該事業に係る介護予防サービス費の請求に関する事項

ル誓約書

ヲ 役員の氏名、生年月日及び住所

八 法第十七条の + 应 第 匹 |項第| 五 号 ハ 0 介護予防サー ピ スの種 類 が 介護予防特定施設入居者生活介護であ

る場合には、次に掲げる事項

1 法第十七 条  $\mathcal{O}$ <del>十</del> 四 第 匝 項 第五号イ  $\dot{\mathcal{O}}$ 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 代表者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日

及び

住

所

口 当 該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款、 寄 附 行為等 及び その 登記 事 項 証 明 書 又 は 条例

ハ 建 物  $\mathcal{O}$ 構 造 概 要及 び 平 面 义 (各室 0) 用 途を明 示するものとする。 並 び に設 備  $\mathcal{O}$ 概 要

ニ 利用者の推定数

ホ 法第十七 条の 十四四 第四項第五号口 0 事業所の管理者 の氏名、 生年月日、 住所及び経歴

へ 運営規程

ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

チ 当該 介護予防サー F, スを行う事業に係る従業者 の勤 務  $\mathcal{O}$ 体 -制及び 勤 務形態

IJ 当該 事業に係る資産 の状況

ヌ 指定介護予防サー ピ ス等基準第二百五十三条に規定する受託介護予防サービス事業者が当該事 業を

行う事 業所の 名称及び 所在地 並 びに当該事業者 の名称及び 所在

地

指定 介護予 防サー ピ ス等基準 第二 百四 十二条第一 項に 規定する協力医療機関  $\mathcal{O}$ 名称 及び診療 科 . 名 並

ル

び

に当該協力医

|療機関

との契約

の内

容

(同

条第二項に規定する協力歯

科医

療機関があるときは、

その

名称及び当 |該協 力歯 科 医 療 機 関 との 契約  $\mathcal{O}$ 内 容を含む。

ワ 誓約 書 ヲ

当

該

事

業に係

る介護予防

サ

ピ

ス

費

 $\mathcal{O}$ 

請

求

に関い

する事項

力 役員  $\mathcal{O}$ 氏 名 生年 月 日及び 住所

日 介護支援専門員の 氏名及びその登録番号

九 法第十七条の 十四第四 項第五号ハの介護予防サービ スの種類が介護予防福祉用具貸与である場合には

次に掲げる事 項

1 法第十七条の十四第四項第五号イ の実施主体の代表者の氏名、 生年 月日及び住所

当該 実施主体の定款、 寄附行為等及びその登記事項証明 書 又は条例等

口

ハ 法第 十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第四 |項第五 号口  $\mathcal{O}$ 事 業所  $\mathcal{O}$ 平 面 図 及び設備  $\mathcal{O}$ 概

= 当該 事 業所  $\mathcal{O}$ 管 理者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 住 所 及び 経

ホ

基

準第二百七十三条第三項前

段

 $\mathcal{O}$ 

規定に

より

保管又

は

消毒

を委託等により

他

 $\mathcal{O}$ 事

事業者に

行

わ

せ

る場合

歴

介護 保険法第八条の二第十項に規定する福 祉 用 具  $\mathcal{O}$ 保管 及び 消 毒  $\mathcal{O}$ 方法 行 指· 定介護予 防 サ ピ ス 等

に あっては、 当該: 他  $\mathcal{O}$ 事業者の名称及び主たる事 務所の 所 在 地 並 び に当該委託等に関する契約  $\mathcal{O}$ 内容

運営 規

1 利 用 者か 5  $\mathcal{O}$ 治情、 を処理するため に 講ずる措置  $\mathcal{O}$ 概 要

チ 当該 介護予 防 サー ピ スを行う事業に係る従業者  $\mathcal{O}$ 勤 務  $\mathcal{O}$ 体 制及び勤務形態

IJ 当該 事業に係る資産 の状 況

ヌ 当 該 事業に係る介護予防サ Ë ス費の請求に関する事項

ワ 誓約 書

力 役員  $\widehat{\mathcal{O}}$ 氏 名、 生年 月 日及び 住所

+ 法第十七条の 十四第四項第五号ハの介護予防サー ビス の種 類が特定介護予防福祉 用具販売である場合

には、次に掲げる事項

1 法第十七 条 か十四 第四 項第五号イの実施主体の代表者 の氏名、 生年 月日及び住所

口 当該 実施、 主 体 の定 款、 寄 附 行 為等及びその 登記 事 項 証 明 書 又は 条例 等

ハ

法第十七

条

 $\mathcal{O}$ 

十四四

第

兀

項

第五

号口

の事

業

所

の 平

面

図

及

び

設

備

 $\mathcal{O}$ 

概

要

= 当該 事 業 所  $\mathcal{O}$ 管 理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 住 所 及 び 経 歴

ホ 運営規程

へ<br />
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

1 当該 介護予 防 サ ĺ ピ スを行う事業に係る従業者の 勤 務の体 制及び勤務形態

チ 当該事業に係る資産の状況

リ 誓約書

ヌ 役員の氏名、生年月日及び住所

(法第十七条の十四第四項第六号に掲げる事項に関する記載

第十八条 認定市 町 村は、 法第十七条の十四第十項の規定により生涯活躍の まち形成事業計 画 に 同 条第四 項

第六号に掲げる事 項を記載しようとする場合には、 当該事 項が、 次に 掲げる事 項に照らして介護保険 法 第

百 十五 条 の十二 一第二 一項の 規定により同法第五 十四四 \_ 条 の二第一 項 本文の指定をしてはならない 場合に該

ないと認める場合に限り、記載することができるものとする。

法第十 七 条の + 应 第 兀 項第六 号 ハの 地 域 密着型介護予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 種 類が 介護予防認 知症 対応型通

介護である場合には、次に掲げる事項

1 法第· 十七 条  $\mathcal{O}$ + 应 第 兀 項 第六号イ  $\mathcal{O}$ 実 施 主 体  $\mathcal{O}$ 代 表 者  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 及び 住 所

口 当 該 実施 主 体  $\mathcal{O}$ 定 款 寄 附 行 為等 及 び その 登記 事 項 証 明 書 又 は 条例 箬

ハ 法第十七 条  $\mathcal{O}$ 十四四 第 匝 項 第六 号口 0) 事 業所 **当** ī該事 業所 0 所在 地 以 外  $\mathcal{O}$ 場所に当該 地 域 密着型介護

予 防サ ĺ Ė スを行う事業の 部を行う施設を有するときは 当該施設を含む。) の平面 义 ( 各 室 <u>(1)</u> 用

途を明示するものとする。)及び設備の概要

二 当該事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

ホ 運営規程

所

- 利用 者からの苦情を処理するために講ずる措置の )概要
- 1 当該 事業に係る従業者 の勤 務 の体 制及び勤 **務形態**
- チ 当該 事業に係る資産 0 状 況
- IJ 当該 事 業に係る る地 域 密着型介護予 防サービ ス費の請 求に関する事
- ヌ 介護 保険法第百十五 条の・ 十二第二 項各号に該当しないことを誓約する書面 (以下この条に お V 7

項

誓約書」 という。

- ル 役員  $\mathcal{O}$ 氏 名、 生年 月 日 及 び 住 所
- 法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第 兀 項 第 六 号 ハの 地 域密着型介護予防サ ピ ス 0 種 類が 介護予 防 小規模多機能型居

宅介護である場合には、 次に掲 げげ る事 項

- 1 法第十七条の十四 第四項第六号イの 実施主体の代表者の氏名、 生年月日及び住所
- 口 当該 実施、 主体 :の定款、 寄附行為等及びその 登記事 項証! 明 書又は 条例等
- =
- 利 用 者の 推定数

ハ

建

物

 $\mathcal{O}$ 

構

造

概要及び平面

図

(各室の用途を明示するものとする。

並びに設備の概要

法第十七条の十四第四項第六号ロ の事業所の管理者の氏名、 生年月日、 住所及び経歴

運営規程

ホ

- ト 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要
- リ 当該事業に係る資産の状況

チ

当該

地域密着型介護予防サ

ビスを行う事業に係る従業者

の勤

務の

体

制及び

勤務形態

ヌ 指定 地 域密着型介護予防 サ ピ ス  $\mathcal{O}$ 事 業の 人員、 設備 及び 運営 並 び に指 定地 域密着型介護予防 サ

ピ ス に 保る介 護予防  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 効果的 な支援  $\mathcal{O}$ 方法に 関す る基準 平 成 十 八 年厚: 生労働 省 令第三十 六

0 ル 12 お 1 7 指 定 地 域 密 着 型介護予防 サ ĺ ピ ス基 準 という。 第五· + 九 条第 項 E 規 定す る協 力

医 療 機 関 0 名 称 及び 診 療科 名並 び に当該協 力医 △療機関<sup>・</sup> کے 0 契約 の内容 (同 条第二項 に規定する協力歯

科 医療機関 があるときは、 その名称及び当該協 力歯科医療機関との契約 の内容を含む。)

ル 指定 地域密着型介護予防サ ビス基準第五 十九条第三項に規定する介護老人福祉施設、 介護老人保

健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要

ヲ 当該. 事業に係る地域密着型介護予防サー Ė ス費の請 求に関する事項

ワ 誓約 書

力 役員 の氏 名、 生年月日及び住所

日 介護 支援専門 員の 氏 名及びその 登 録 番号

法第十七 条の十四 第四 項第七号に · 掲 げ る事 頃に 関する記 載

第十九条 認 定市 町 村 は、 法第十七 条  $\mathcal{O}$ + 四第十一 項  $\mathcal{O}$ 規定 によ り 生 涯 活 躍  $\mathcal{O}$ ま ら形 成事業計 画 12 同 条第四

項第七号に

· 掲 げ

る事

項

を記

載

しようとする場合に

は、

当 該·

事

項

が、

次に

· 掲 げ

る事

項に

照らし

て

介護

保 険 法

第 百 十 五 条  $\mathcal{O}$ 兀 + 五  $\mathcal{O}$ 五. 第二項  $\mathcal{O}$ 規定に より 同 法 第百-+ 五. 条 O兀 + 五. の 三 一第 項  $\mathcal{O}$ 指定をしてはならない

場 合に該当 L な 1 と認め る場合に 限 り、 記 載することができるものとする。

法第十 -七条の + 应 第 匹 項第七号イの 実施主体の代表者 の氏 名、 生年 卢 日 及び 住所

当該実: 施 定主体 :の定款、 寄附! 行為等及びその 登記 事項 証 明 書 文は 条例等

 $\equiv$ 建 物  $\mathcal{O}$ 構 造 概要及び平面図 (各室の用途を明示するものとする。 並 び に 設備  $\mathcal{O}$ )概要

兀 利 用 者  $\mathcal{O}$ 推 定数

五 法第十 七条の十四 |第四項第七号ロ 0 事 業所の管 理者 の氏名、 生年 月日、 住所及び経歴

六 運営規程

七 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

項に係る第一号事業を行う事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態

九 当該事業に係る資産の状況

八

当該

事

+ 当 該· 事業に係る第一 号事業支給費の 請求に関する事 項

十二 役員の氏名、生年月日及び住所

十 一

誓約

書

(介護保険法第百

+

五

条の

兀

十五

 $\mathcal{O}$ 

五.

第二項に該当しないことを誓約する書面

をいう。

(法第十七条の十四第四項第八号に掲げる事項に関する同意)

第二十条 認定市 |町村 は、 法第十七条の十 四第十二 一項の 規定により都道府県知事  $\dot{O}$ 同意を得ようとする場合

に は、 生涯 活躍  $\mathcal{O}$ まち形成事業計 一画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。

法第十七条の十四第四項第八号イの実施主体の氏名、 生年月日及び住所 (法人にあっては、 定款又は

寄附行為の写し)

法第十七条の十四第四項第八号ロ の施設が旅館業法施行規則 昭 和二十三年厚生省令第二十八号) 第

# 五. 条第 項に該当するときは、 その旨

三 当 該 施 設 0 構造設備 の概要及び当該 構造設備を明らかにする図

兀 旅 館業法第三条第二項第一 号から第三号までに該当することの有無及び該当するときは、 その内容

#### 権 限 区の委任)

第二十一条 法第十七条の十八第二項並び に 同 条第三項にお いて準用する職業安定法 (昭和二十二年 法 律第

百 四 + 号) 第三十七条第二項 及 (び第四 + 条第一 二項 に定 め る厚 生労働 大臣  $\mathcal{O}$ 権限  $\mathcal{O}$ うち、 次に掲 げ る募

集に係 るもの は、 同 意事 業 協 同 組 合等の 主た る事 務 所  $\mathcal{O}$ 所 在 地 を管轄 す Ś 都道 [府県労g 働 局 長 に · 委任· する。

ただし、 厚生労働 大臣 が 自 らそ 0) 権限を行うことを妨げ な 1

同 意事 業協 同 1組合等  $\mathcal{O}$ 主たる事務所の 所在する都道府県 0 区域を募集地域とする募集

同 |意事 業協 状況等を勘案して厚生労働大臣 同 組 合等 の主たる事務所の が指定する地域を除 所在する都道府県の 区域以外の を募集地域とする募集 地 域 (当該地 域 12 おける労働力 (当該業種に

<

0

給

 $\mathcal{O}$ 

お け る労働 分  $\mathcal{O}$ 需給  $\mathcal{O}$ 状況等を勘案して厚生労働大臣 の指定する業種に 属する事 業に係るも  $\tilde{\mathcal{O}}$ を除

であって、 その 地域 に お いて募集しようとする労働者 の数が 百人 0) 都道府県 の区域 内にお 1 · て募

集しようとする労働者の数が三十人以上であるときは、三十人) 未満のもの

(労働者の募集に関する事項)

第二十二条 法第十七条の十八第二項の厚生労働省令で定める労働者の募集に関する事項は、 次のとおりと

する。

一募集に係る事業所の名称及び所在地

二 募集時期

三 募集職種及び人員

四 募集地域

五 募集に係る労働者の業務の内容

六 賃金、労働時間その他の募集に係る労働条件

(届出の手続)

第二十三条 法第十七条の十八第二項の規定による届出は、 同意事業協同 組合等の主たる事務所の所在する

都道府県の 区域を募集地域とする募集、 当該区域以外の地域を募集地域とする募集 (以下この項に お į١ 7

「自県外募集」という。) であって第二十一条第二号に該当するもの及び自県外募集であって同号に該当

しないものの別に行わなければならない。

2 法 第十七 条の十八第二項の規定による届出をしようとする同意事業協同 組合等は、 その主たる事 務 所の

所在 地 を管 | 轄す る公共職業安定所 (その 公共職業安定所が二以上ある場合には、 厚生労働 省 組 織 規 則 平

成十三年厚生労 働省令第 号) 第七 百九 十三条の 規定により当該 事 務 を取 ŋ 扱う公共 職業安 定 所  $\mathcal{O}$ 長 を

経 て、 第二十一 条  $\mathcal{O}$ 募集 12 あ 0 7 は 同 条  $\mathcal{O}$ 都 道府 県労働 局長 に、 その 他 !の募集! に あ っては厚 生労働 大臣

届け出なければならない。

3 前 項 に . 定 め る Ł  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 届 出  $\mathcal{O}$ 様 式 てその 他の 手続 は、 厚生労働省職業安定局長 (次条にお į, 7 職

業安定局長」という。)の定めるところによる。

(労働者募集報告)

第二十四条 法第十七条の十八第一 項の募集に従事する同意事業協同 組 合等は、 職業安定局長の定め る様式

に 従 い、 毎 年度、 労働者募集報告を作成し、 これを当該年度 の翌年 度  $\mathcal{O}$ 兀 月末 日まで (当該. 年 度の 終 了 前

に労働者  $\overline{\mathcal{O}}$ 募集を終了する場合にあっては、 当該終了の 日 の属する月の翌月末日まで) に前条第二項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 届

出に係る公共職業安定所の長に提出しなければならない。

### (準用)

第二十五 職業安定法施行規則 昭 和二十二年労働省令第十二号) 第三十一 条の規定は、 法第十七

八 第一 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により同 意事 業協 同 組合等に委託 して労働者 の募集を行う中 小 事業主につい て準 甪 でする。

(認定市町村が指定都市等である場合等の読替え)

第二十 -六条 認定 市 町 村 が 指 定都 市 又 は 中 核 市 である場合に おける第十三条及び第十 七条  $\mathcal{O}$ 規 定 0 適 用 に 0

1 7 は、 第十三条及び第 + Ł 条  $\mathcal{O}$ 見 出 L 中 同 意 とあ る  $\mathcal{O}$ は 記 載 と、 第 十三条本 文中 法 第 + 七 条

 $\mathcal{O}$ + 应 第六 項 とあ るの は 「法第 十七条の二十五 第 項  $\mathcal{O}$ 規定により読み替えら ħ た法第十 七 条  $\mathcal{O}$ + 兀 第

六項」と、 都 道 府県知事 の 同 意を得よう」 とあるのは 生 涯活 躍  $\bigcirc$ まち 形成 事業計 画 に 同 条第四 項 第三

号に掲げる事項を記載しよう」と、 「生涯活躍 のまち形成事業計 画に次に掲げる事 ず項を記れ 載 L た 書 |類を付

てする」 とあ いるのは 「当該事項が、 次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項 0 規定に ょ V)

同 法第四十 条第 項本文 の指定をしてはならない 場合又は同 法第七十条第四 ]項若, しくは第 五 項  $\mathcal{O}$ 規 定に

より 同法第四 干一 条第一 項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限 り、 記載

5 5 項に照らして介護保険法第  $\mathcal{O}$ することができる」と、 な 形 は 項 V 成 の規定により読み替えられた法第十七条の十四第九項」と、 生 事 場合に該当し 業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」 涯 活躍  $\mathcal{O}$ まち形が な 7 第十七条本文中 と認 成事業計 百 十五 8 る場 画に同 条 育に の 二 条第四 一第二項 限 「法第十七条の十四第九項」 り、  $\widehat{\mathcal{O}}$ 記 項第五号に掲げる事 規定により 載することができる」とする。 同 法第五 とあ 都 項を記載しよう」 とあるのは るの 十三条第一 道 府県知事の は 「当該事 項本文の 「法第十七条の二十五第 同意を得よう」 と、 項が、 指 生 定 次に掲げる事 涯 をしては 活 とある 躍  $\mathcal{O}$ な ま

ち形 五. 合に該当しないと認める場合に限り、 項に照ら  $\mathcal{O}$ 同 第二 は 意 認 成 定 生 一項に とあ 事 市 業計画 涯 町 て旅 活躍 より読み替えられた法第十七条の十四第十二項」と、 るの 村 が ...に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」 は 館業法第三条第二項又は第三項  $\mathcal{O}$ 保 まち形成事業計 健 記 所設 載 置 と、 市 等 同 で あ 画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、 条本文中 る場 記載することができる」とする。 一合にお 「法第十七  $\widehat{\mathcal{O}}$ ける第二十条 規定により同 条 の十四第十二  $\mathcal{O}$ 条第 規 とあるのは 定 都 0) 項 項」 道府県知 適  $\widehat{\mathcal{O}}$ 用 とあ 許可を与えないことができる場 に つ 「当該事 事 V るの 0 ては、 同 は 項が、 意を得よう」 「法第 同 条 生 次に掲げ +  $\mathcal{O}$ 七 涯 見 活 条の二十 出 とある 躍 Ź 中  $\mathcal{O}$ ま

2

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 介護保険法施行令第三十七条第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める

第三十二号の次に次の一号を加える。

省令(平成十一年厚生省令第四十二号)の一部を次のように改正する。

三十二の二 厚生労働省関係地域再生法施行規則

(平成二十八年厚生労働省令第九十四号)

の規定